

10.13 史跡・文化財

## 10.13 史跡・文化財

造成地の存在に伴い、史跡・文化財への影響が考えられるため、埋蔵文化財包蔵地の現況について調査し、環境保全措置について明らかにした。

### 10.13.1 調査

#### 1) 調査内容

埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等とした。

#### 2) 調査方法

既存資料、聞き取り調査とした。

#### 3) 調査地域

対象事業実施区域とした。

#### 4) 調査結果

##### (1) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

対象事業実施区域の埋蔵文化財包蔵地の位置を表 10.13-1 及び図 10.13-1 に示す。

対象事業実施区域の北端部には神明遺跡があり、縄文土器や平安時代の須恵器が出土している。

なお、神明遺跡を含む対象事業実施区域全体の現在の状況については、埼玉県教育局による試掘確認調査（トレンチ調査）の実施により確認されている。

表 10.13-1 既存構造物の規模

名 称	種 别	時 代	所在地
神明遺跡	集落跡	縄文時代 平安時代	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷神明

### 10.13.2 予測・評価

環境保全措置を明らかにすることにより予測・評価に代えた。

造成地の存在による埋蔵文化財に関する環境保全措置を表 10.13-2 に示す。

造成等の存在による埋蔵文化財の改変への影響は、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で回避が図られるものと評価する。

表 10.13-2 造成地の存在・供用による史跡・文化財に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	埋蔵文化財の改変	埋蔵文化財の改変の回避	工事に先立ち、文化財保護法第 94 条の規定による発掘通知を埼玉県教育局に提出する。 工事中に新たに埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止して、取り扱いについて埼玉県教育局と協議を行う。	回避	事業者

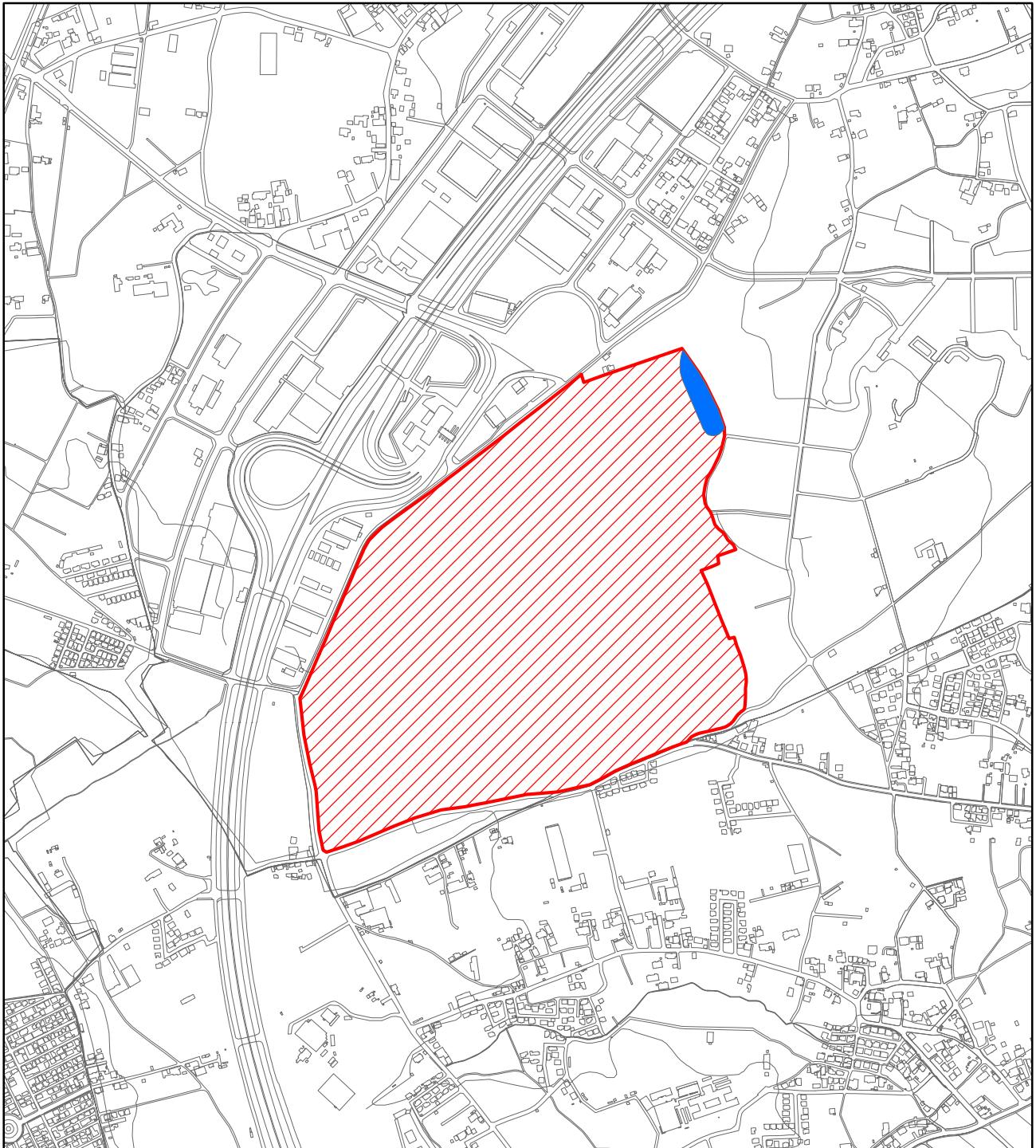


図10.13-1 対象事業実施区域の埋蔵文化財包蔵地位置図

凡例

■ 埋蔵文化財包蔵地(神明遺跡)

■ 対象事業実施区域

1:10,000



0 100 200 400  
m